

東寺山睦自治会みどりの協定書

(協定の目的)

第1条 この協定は、私たちの庭のみどりを豊かにし、東寺山地区がみどりに包まれ、住まいの環境が快適なものとすることを目的とします。

(協定の呼び名)

第2条 この協定の呼び名を「東寺山睦自治会みどりの協定」(以下「協定」といいます。)とします。

(協定の区域)

第3条 協定の区域(以下「協定区域」は、東寺山睦自治会の管理区域とします。(別紙図面区域)

(協定のとり結び)

第4条 この協定は、協定区域内の土地所有者〔都市緑地保全法(以下「法律」といいます。)第14条にきめてある土地の所有者等を行います。(以下「土地の所有者」といいます。))がお互い全員の賛成により結びます。

(協定の効力)

第5条 この協定は第1条の目的を達成するため法律できめてある認可を受けることにします。

(協定の変更と廃止)

第6条 協定の内容を変更しようとするときは、土地の所有者全員の賛成によることとします。

2 協定を廃止しようとするときは土地の所有者の過半数の賛成によることとします。

(植える木などについて)

第7条 第1条の目的を達成するため植える木について、次のとおり
きめます。

(1) 植える木の種類と場所

植える木は私達の庭のみどりを豊かにするばかりでなく付近の
環境をよくするのに役立つことも必要なのでそれにあった木を選
び植栽することとします。

イ 植える木の種類

(A) 花の咲く木 サクラ, ツバキ, サザンカツツジ, クチナ
シ等

(B) 果実が楽しめる木 イチジク, ビワ, ビラカンサス,
ザクロ等

(C) 家並をやわらげる木 ケヤキ, マツ, マテバシイ等

ロ 庭木の管理

植えた木を育てるために年1回以上の消毒をすることとしま
す。

(協定の期間)

第8条 協定の期間は, 10年間とし, 期間満了前に協定者の過半
数が廃止についての申し出をしなかった場合はさらに10年間延長
するものとします。

(運営係の設置)

第9条 この協定について仕事や事務の推進していくため自治会役員
の中に担当をきめ運営することとします。

(協定に違反したとき)

第10条 とりきめたことがらを実施しない人には協定の目的とする

範囲内で実施してもらうための要望をします。

- 2 前項の要望があったのち3カ月を過ぎても要望を実施しないときは、自治会がきめる公平な措置にしたがってもらうものとします。